

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿島市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(費用)

第4条 役員等が職務のため出張した場合の旅費の種類及び旅費の額は、本会職員等の旅費に関する規程の例による。

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成30年6月22日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は令和6年2月16日（評議員会の議決日）から施行する。
社会福祉法人鹿島市社会福祉協議会「役員、評議員、評議員選任・解任委員及び部会員等の費用弁償支給規程」は廃止し、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」及び「評議員選任・解任委員会規程」に統合する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

区 分		報酬の額
職 務	会長、理事（職務代理）	年額 240,000円
	常務理事	日額 3,000円
理事会 評議員会 関係会議等	理事、常務理事、監事、評議員 評議員選任・解任委員	日額 3,000円
監事会	監事	日額 6,000円
評議員選任・ 解任委員会	監事、外部委員	日額 3,000円
部会、委員会等	部員、委員（理事・評議員を含む全員）	日額 3,000円

※上記は、源泉所得税等控除後の金額とする。

※第4条の費用は、会議主催者から旅費、日当等の支給があったときはこれを支給しない。

※常務理事については、事務局長が兼務する場合はこれを支給しない。